

悠久の時の流れと共に育まれた
自然と文化がいきづく大和、
世界に誇る歴史、
遺産を次代に引継ぐことが
私達の使命です。

あすか

Asuka



安全認定

安全性優良事業所

国土交通大臣指定

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課 / FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課 / FAX.0743-56-2228

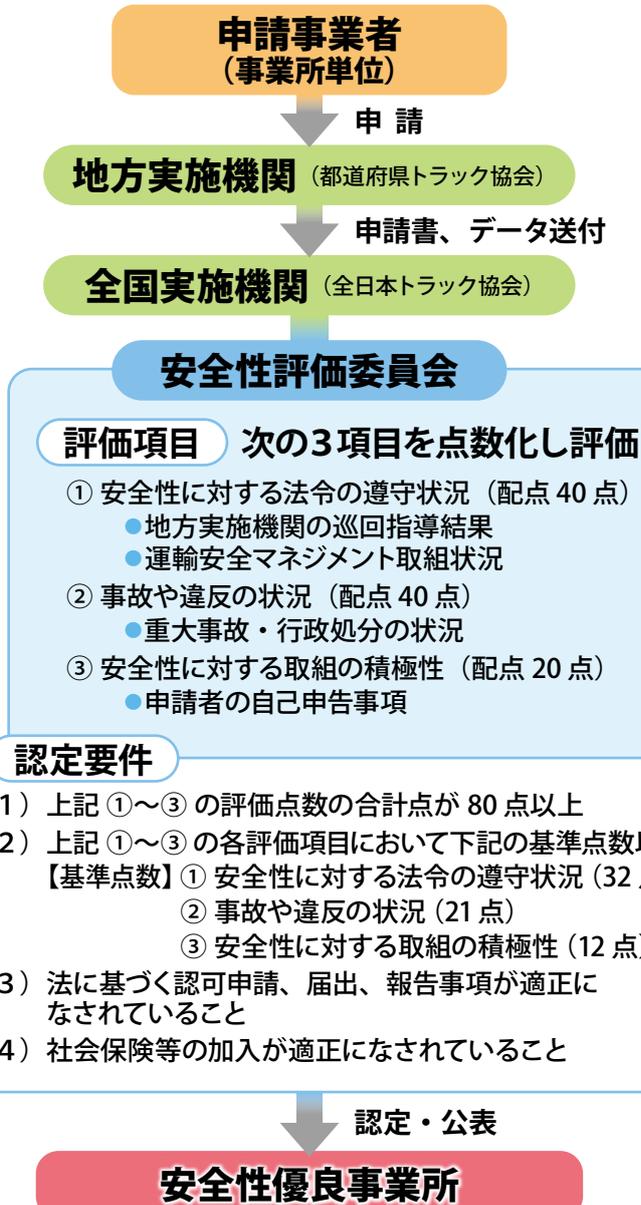
<http://narata.or.jp>

厳正かつ公正な評価で 「安全性優良事業所」が認定されています。

現在、全国で 18,119 事業所 (平成24年12月20日現在) のトラックが  マークを付けて走っています。



「安全性優良事業所認定制度」スキーム



● 安全性優良事業所とは

荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 (公益社団法人全日本トラック協会) が厳しい評価をし、認定した事業所です。

● 認定の対象となるのは

会社単位ではなく、事業所単位というきめ細かな認定制度となっています。認定の有効期間は2年間から最長4年間です。

● 申請書類については

申請書類等は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関 (都道府県トラック協会) で受け付け、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会にて公平に評価されます。

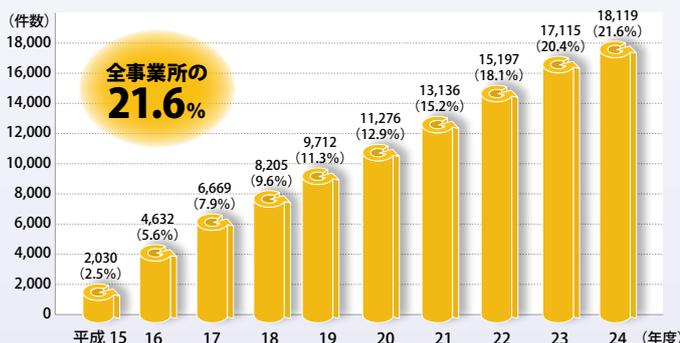
● 安全性評価委員会のメンバーは

学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、マスコミ、一般消費者、国土交通省職員、全国実施機関担当役員で構成されています。

● 評価方法については

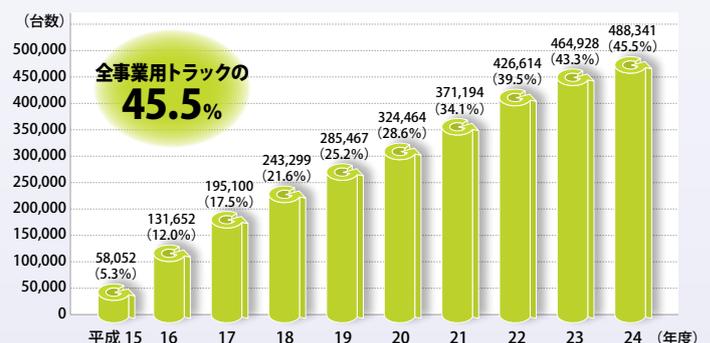
「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3テーマに、計 38 の評価項目が設けられ、評価点数 100 点満点中 80 点以上であること。さらに社会保険等の適正加入など他の認定要件をクリアしてはじめて「安全性優良事業所」として認定されます。

■ 認定事業所数の推移



※ () 内は全国のトラック運送事業所数に占める割合
※平成 24 年 12 月 20 日現在

■ 認定事業所の車両数の推移



※ () 内は全事業用トラック数に占める割合
※平成 24 年 12 月 20 日現在

運行管理業務内容

■ 運行管理業務について 【過積載の防止】

1 過積載自動車の運転禁止

ポイント

1. 事業者は、最大積載量を超えて積載するような運送（過積載による運送）の引受け、過積載による運送を前提とする運行計画の作成及び運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
2. 事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

解説

1 過積載の危険性

(1) 交通事故の要因

① 制動距離が長くなる

過積載運転時の制動距離は、通常運転時に比べ、長くなります。

たとえば、積載10トントラックで時速80kmの走行をしている場合、定量積載での制動距離は約50mです。これに対し40%の過積載では約59m、80%の過積載では約70mにもなります。

■ 定量積載10トン車の制動距離

| 積載量 | 速度 | |
|-------------|-----------|-----------|
| | 40 km / h | 80 km / h |
| 10トン(定量) | 13.3m | 50.3m |
| 14トン(140%積) | 14.6m | 58.9m |
| 18トン(180%積) | 16.1m | 70.3m |

② 車両のバランスを崩しやすい

過積載をすると一般に重心が高くなり、バランスを崩しやすくなります。重心が高くなると、走行中の左右の揺れがひどくなり走行が不安定になります。

また、遠心力が大きくなる分、カーブを曲がる時に曲がりきれず対向車線にはみ出したり、横転する危険性が高まります。

③ 下り坂はブレーキが効きにくくなる

重量に比例して慣性力が増加しますので、過積載で走行すると通常よりもスピードが増します。そのため、スピードを制止しようとする力も大きくなりますから、通常通りにブレーキを使用している場合でも、下り坂での過積載車両のブレーキ負担は大きくなり、フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキライニングが過熱しブレーキが効かなくなるフェード現象を起こす危険性があります。

④ 衝撃力が増大する

衝突時の衝撃力は、重量とスピードに比例して大きくなります。過積載運転は、定量積載運転時よりも重量が増えていますので、車両が衝突すると、強い衝撃力を与えることとなり、死亡事故や重大事故につながる可能性があります。

⑤ ジャックナイフ現象（トレーラの場合）が起こりやすい

過積載時は、定量積載時よりもトレーラ部分がトラクタ部分を押し出す力が大きくなるため、ハンドルを切ったりブレーキを踏んだりしたときに、トレーラ部分とトラクタ部分が「く」の字に曲がるジャックナイフ現象が起こりやすくなります。

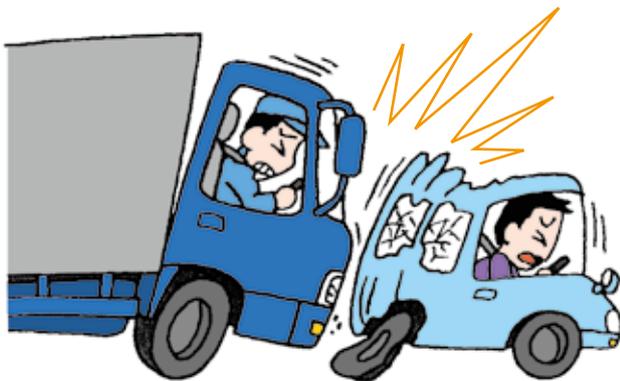
バランスを崩しやすい



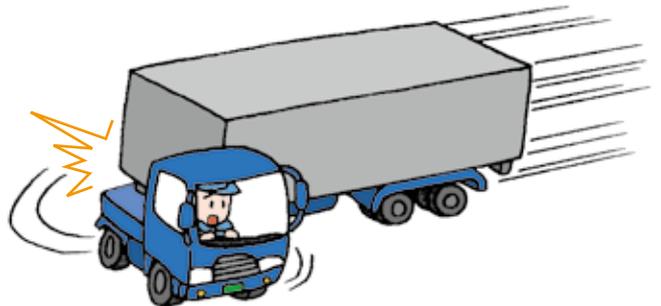
下り坂はブレーキが利きにくくなる



衝撃力が増大する



トレーラ車ではジャックナイフ現象が
起こりやすい



(2) 交通公害の要因

①排気ガスによる大気汚染

ディーゼル自動車の排気ガスに含まれる有害物質で、特に排出量が問題となっているのが、窒素酸化物 (Nox)、粒子状物質 (PM) 等です。このうち Nox は、光化学スモッグや酸性雨の原因となり、また最近では、PM が人体に及ぼすさまざまな影響を指摘され、この対策が大きな社会問題に発展しています。

過積載運転は、低速ギヤを多用した高回転走行になりがちのため、こうした汚染物質が通常以上に排出され、環境汚染に一層の拍車をかけることにもなります。

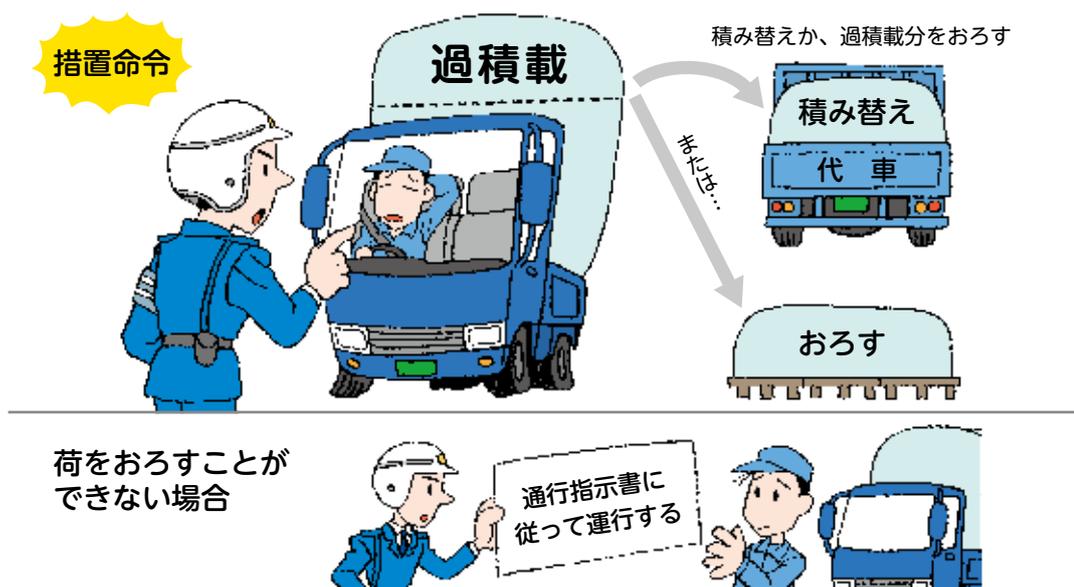
②騒音や道路・車両への悪影響

過積載運転は、エンジン音が大きくなるばかりか、タイヤの早期摩耗、路面との摩擦による音の増大、車両、道路、橋梁の寿命の短縮の原因となります。また、燃費が低下するためエネルギーの無駄使いにもなります。

2 過積載に対する措置

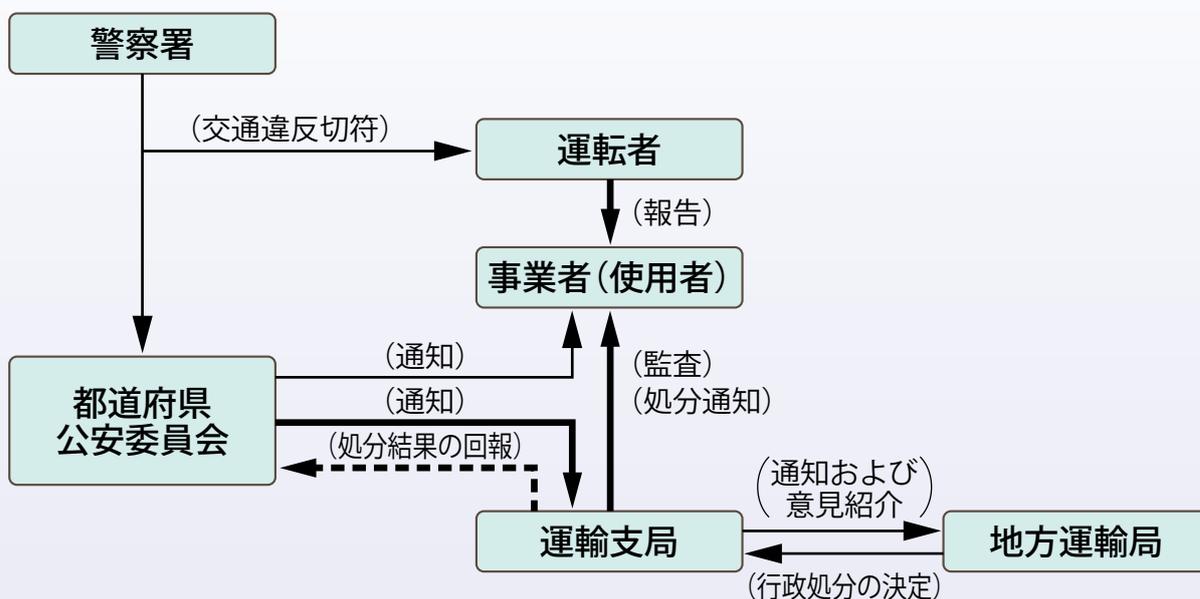
過積載車両に対しては、法的に次の措置が取られます。

- (1) 車両が過積載をしていると認められる場合は、警察官により車両の停止と自動車検査証の提示がもとめられ、積載物の重量測定をされます。過積載車両の運転者に対しては、過積載分の荷物を下ろす、代車に積み替える等、過積載とにならないための応急の措置を取ることを命じられます。その場で措置をとれない場合には、警察官から通行区分や経路その他危険防止の必要な措置の指示「通行指示書」が交付されます。
- (2) 荷主も、運転者に過積載を要求したり、過積載になることを知りながら荷物を運転者に引渡しをすることが禁じられています。荷主が、過積載の要求を繰り返し行なえば、警察署長より過積載の再発防止命令を受けたり、貨物自動車運送事業法第 64 条により国土交通大臣から過積載を防止するための勧告を受けることがあります。



3 貨物自動車運送事業者の過積載違反に対する処分

- (1) 貨物自動車運送事業の運転者による過積載違反については、道路交通法第 108 条の 34 (使用者に対する通知) の規定に基づき、公安委員会から運輸支局に対して通知がされます。通知を受けた運輸支局は、監査等を実施し、処分基準に従い車両停止等の処分を決定し、その結果を公安委員会に回報する仕組みになっています。



(2) 過積載に対する処分基準

| 違反行為 | | 基準日車等 | | |
|----------|--------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 適用条項 | 事項 | 初回違反 | 再違反 | 累違反 |
| 法第17条第2項 | 過積載運送の引受け、指示等 | | | |
| | 1. 過積載による運送の引受け | | | |
| | ① 過積載の程度が5割未満のもの | 10日× 違反車両数 | 30日× 違反車両数 | 60日× 違反車両数 |
| | ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの | 20日× 違反車両数 | 50日× 違反車両数 | 100日× 違反車両数 |
| | ③ 過積載の程度が10割以上のもの | 30日× 違反車両数 | 80日× 違反車両数 | 160日× 違反車両数 |
| | 2. 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 | 10日車 | 30日車 | |
| | 3. 過積載による運送の指示 | 20日車 | 60日車 | |
| 安全規則第4条 | 過積載運送防止の指導及び監督の怠慢 | 10日車 | 30日車 | |

注意!

自動車等の使用停止処分は、自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の一時返納を受けることとなります。

4 荷主への協力依頼

運送事業者が荷主に対して過積載運転をさせないように、重量証明を得る、運送契約に重量明示をする等の協力を仰ぐことが必要です。

根拠規程

- 貨物自動車運送事業法第17条（輸送の安全）第2項
- 貨物自動車運送事業法第64条（荷主への勧告）
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条（過積載の防止）
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第6号
- 道路交通法第58条の2（積載物の重量の測定等）
- 道路交通法第58条の3（過積載車両に係る措置命令）
- 道路交通法第58条の4（過積載車両に係る指示）
- 道路交通法第58条の5（過積載車両の運転の要求等の禁止）
- 道路交通法第108条の34（使用者に対する通知）

2 貨物の積載方法

ポイント

- 事業者は、貨物を積載するときは、次のことに気を付けなければならない。
 - 偏荷重が生じないように積載すること。
 - 貨物が運搬中に荷崩れ等により落下することを防止するため、ロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。
- 運行管理者は、貨物の積載方法について、従業員に指導及び監督を行わなければならない。

解説

1 積載制限の規則の遵守

- 運転者は、乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させたり、乗車や積載のために設備された場所以外に積載して車両を運転してはなりません。ただし、貨物自動車に貨物を積載し、それを看守するために必要最小限の人員を荷台に乗車させて運転することは認められています。
- 道路交通法における積載物の長さ、幅、高さの制限は次のとおりです。

| | | |
|-----------|---|--|
| 長さ | 自動車の長さの1.1倍以下、かつ車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみださないこと。 | |
| 幅 | 自動車の幅を超えないもので、車体の左右からはみださないこと。 | |
| 高さ | 地上から3.8m以下 (公安委員会が特に認めた自動車は高さ4.1m以下) | |

(3) 分割できない荷物を運ぶ場合の措置

貨物を分割することができず、積載制限を超えてしまう場合は、出発地を管轄する警察署長の「制限外積載許可」を得て、「制限外積載許可証」を携帯し、次の事項を遵守することを条件に制限を超えて積載することができます。

- 貨物の見やすいところに次のものを付ける。
 昼間：0.3m²以上の赤色の布
 夜間：赤色の灯火または赤色の反射器
- 車の前面の見やすいところに許可証を掲示する。
- その他道路における危険防止に必要な事項



【申請にあたって】

制限外積載許可の申請は、申請書2通を出発地の警察署長に提出しなければなりません。また、警察署長が申請を審査する必要があると認めるときは、運転経路図その他審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

【申請者】

制限外積載許可の申請者は、当該申請に係る自動車の運転者とし、運転者が複数の場合は全員を申請者とします。ここでいう「運転者が複数の場合」とは、長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある時等を指します。

【許可の単位】

制限外積載許可は、原則として、1回の運転行為ごとに行うものとします。ここでいう「1回の運転行為」とは、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合で車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいいます。

【許可の期間】

制限外積載許可の期間は、原則として、1回の運転行為の開始から終了までに要する期間とします。

2 積載についての注意事項

(1) 積み付け位置（重量配分）に注意します。

自動車の操縦安定性は、走行中の積荷の力が荷台の中心に働くものとして設計されていますので、積荷全体の重心の位置が、前後方向、左右方向ともに荷台の中心になるように積み付けることが理想的です。積荷の重心が高いと、走行中に左右の揺れがひどくなり、荷崩れが起こりやすくなるので、積み付けの段階から前後左右均等に、そしてできるだけ低く、床全体を使用するように積むことが肝要です。

(2) 偏った積み付けの場合に起こる現象に注意します。

左右に偏った積載は、カーブ走行、右左折あるいは傾斜路面を走行する時に横転することがあります。前に偏った積載は、下り坂や急ブレーキをかけたときに制動力が不足するおそれがあります。後部に偏った積載は、ハンドルが不安定となり、発進時や登坂走行時、踏切通過時に車の頭が持ち上がってしまうことがあります。

(3) 荷崩れしないような固縛方法を行います。

積荷の固縛が適切でなければ、荷崩れを起しやすくなるので、シートやロープがけの基本を守り、しっかりと固縛をします。

① 転がり易い積荷には、歯止め（輪止め）やスタンションを使用します。

② 建設機械等を積載したときは、ワイヤーロープ等による固縛のほかに、機械のブレーキロックや機械の車輪の輪止め等が完全であるか確認します。

③ コンテナ輸送を行う際は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実にを行います。また、運転者に対しては、運行時におけるトラクタ・トレーラの構造上の特性について指導します。

(4) 積荷の長さが5m以上の場合は、少なくとも前後と中間の3点を固縛します。

(5) 平ボディーの場合、雨天時には、雨水による濡れを防ぐためシートを掛け、さらに走行中にシートが膨らんだり、はがれないように十分注意して固縛します。

(6) その他、固縛については、日頃から注意し、研究を怠らないようにします。

積付け位置が悪いとこうなる

●左右に偏った積載の場合

カーブ走行、右左折、傾斜路面走行時に横転する危険性がある。

左右に偏ると…



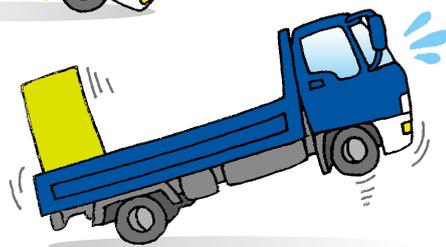
●前に偏った積載の場合

降坂時や急ブレーキをかけたときに、制動力不足が生じるおそれがある。

前に偏ると…



後に偏ると…



●後部に偏った積載の場合

発進時や登坂走行時、踏切通過時に、ハンドルが不安定になったり、頭が持ち上がってしまうことがある。

道路交通法だけでなく、他の法令においても車両諸元の制限があり、車両の長さ、幅、高さ及び重量について規定が設定されています。

車両諸元の制限

| | 道路交通法 | 車両制限令 | 保安基準 |
|-----|--|--|--|
| 長さ | 自動車の長さの10%を超えたはみ出しを禁止 【トレーラ連結車の特例】 他の車両を牽引する場合の全長が25mを超えてはならない | 貨物積載状態で12m 【トレーラ連結車の特例】 高速自動車国道を通行する場合であり、かつ、貨物が前後にはみだしていないものに限り、 ・セミトレーラ連結車は連結全長が16.5m ・フルトレーラ連結車は連結全長が18m | 自動車の全長（車長）が12m 【トレーラ連結車の特例】 ・セミトレーラ連結車は、連結装置中心から車両後端までの距離が12m ・トラクタは、車長が12m |
| 幅 | 貨物の幅は車両の幅を超えないこと | 積載状態で2.5m | 貨物に関係なく2.5m |
| 高さ | 車両制限令と同じ 貨物の高さ＋荷台の高さの合計が3.8m (高さ指定道路においては4.1m) | 積載状態で3.8m (高さ指定道路においては4.1m) | 車両の高さが3.8m |
| 総重量 | 貨物の最大積載量は、保安基準に準拠（車検証の記載値） 【トレーラ連結車の特例】 保安基準と同じ | 自動車の重量（自重）＋乗員の体重＋貨物重量が、高速自動車国道及び重さ指定道路では、軸距、車長に応じて20～25t その他の道路では一律20t 【トレーラ連結車の特例】 バン型などのセミトレーラ、フルトレーラ連結車に限り、最遠軸距に応じて ・高速自動車国道は25～36t ・重さ指定道路は25～27t ・その他の道路は24～27t | 自重＋最大定員の体重（1人当たり55kg）＋貨物の最大積載量が、軸距、車長に応じて20～25t 【トレーラ連結車の特例】 セミトレーラ（被けん引車）は、連結中心から最後軸中心までの距離に応じ、20～28t |

根拠規程

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条（貨物の積載方法）
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第7号
- 道路交通法第55条（乗車又は積載の方法）
- 道路交通法第57条（乗車又は積載の制限等）
- 道路交通法施行令第22条（自動車の乗車又は積載の制限）
- 道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件）
- 道路法第47条第1項 車両制限令第3条（車両の幅等の最高限度）
- 道路運送車両の保安基準第55条（基準の緩和）

トラック運送業における原価計算シートについて

自社の経営実態を把握する支援ツールの一つとして、全日本トラック協会では「トラック運送業における原価計算シート」を作成致しました。

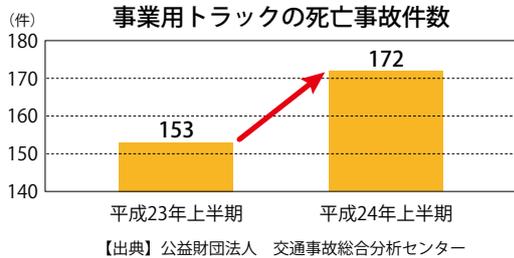
このシートは、簡易的に原価計算を行える表計算ソフトとなっており、自社の実情や事業形態に即して修正することが可能なものとなっております。

皆さんの業務運営の一助となりご活用いただければ幸いです。

- 動作環境はWindowsXP以上のOSを搭載したパソコンで、Microsoft Excel2003以上をインストール済みのもの（推奨）
- 算出される方は、一旦ご自身のパソコンにダウンロードしてから、ご利用ください。
 - ≫トラック運送業における原価計算シート利用要領
 - ≫トラック運送業における原価計算シート（エクセル2007年版・xlsxファイル）
 - ≫トラック運送業における原価計算シート（エクセル2003年版・xlsxファイル）

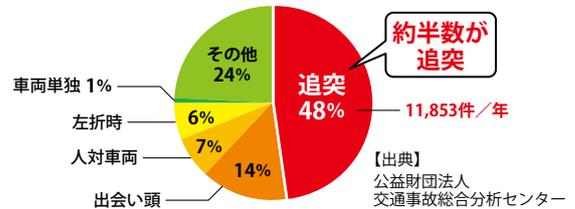
トラック事業者のみなさまへ 事業用トラックの死亡事故が増えています!!

- ◆平成24年上半期の事業用トラックが第一当事者となる**死亡事故**が前年同期と比較して**増加傾向**にあります。



- ◆また、事業用トラックの全事故件数（第一当事者）のうち、**約半数が追突事故**です。

事業用トラックが第一当事者となった事故件数(24,860件)の内訳【平成23年】



- ◎過労運転等による事故を防止するため、**点呼の確実な実施**等により**適切な運行管理**を確実に行いましょう。
- ◎追突事故など、トラック事故の社会的な重大性等を理解させるため、国土交通省が策定した**マニュアルを活用**して運転者に対する安全運転等の指導・監督を行いましょう。

～国土交通省策定のトラック事業者向けマニュアルの例～

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督の実施マニュアル

【特徴】事業者は、運転者に対して、指導・監督を行うことが義務付けられています。本マニュアルは、法令で定められた内容をわかりやすく記述したものです。

●トラック事業者編（抜粋）

トラック事故が社会的に及ぼす影響の大きさ

トラックの大きな車体は、大きな事故を引き起こす可能性があり、また、道路交通量の中でトラックの走行は大きな割合を占めているため、トラック事故が社会に与える影響の大きさを認識させましょう。



トラック追突事故防止マニュアル

【特徴】本マニュアルは、**トラック事業者の皆さまによる実際**の取組みを促すことに焦点を当てています。経営トップ、現場管理者及び運転者それぞれの立場と役割に応じたマニュアルとなっています。

●経営トップ向け指針（抜粋）

経営トップが全ての安全責任をもちましょう！



※解説：本マニュアルでは、「経営トップが安全に対して責任をもっている」姿勢として、以下を挙げています。

- 自社の安全施策を最終判断して実行。
- 自社で発生する全ての事故に対する責任を持つ。
- 安全に関する会議には必ず出席。

●現場管理者向けマニュアル（抜粋）

目標を決めましょう！



※解説：本マニュアルでは、現場管理者が、理想的な水準（例：事故ゼロ、デジタコ全員満点、社内テスト全員満点）にこだわらず、「がんばれば達成できそうな目標」を設定することをオススメしています。

●運転者向けマニュアル（抜粋）

追突事故を起こさない決意をもちましょう！



※解説：本マニュアルでは、プロドライバーの追突事故防止の決意の1つとして、「トラックの事故で最も多い事故が、「追突」であることを知っている」ことを挙げています。

これらの情報は、国土交通省のホームページでご覧いただけます。

「安全教育・事故防止マニュアルを活用しよう！」 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

特殊車両通行許可違反の取締り

～悪質な違反には厳正に対処します～

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所では、大型車の通行による道路の損傷や事故を事前に防止するとともに、道路の疲労や損傷に歯止めをかけるため、過積載の取締りを行う奈良県警察とも連携して、国道 25 号名阪国道において特殊車両通行許可違反の取締りを実施しています。

■ 計量所への車両の誘導



■ 重量・寸法の計測



■ 違反事実の説明・確認



現地取締りでは、道路脇に設置された計量所に車両を誘導し、重量・寸法を計測します。

「特殊車両通行許可証」を所持しているかを確認し、許可を受けていない場合や許可内容への違反が悪質な場合には、運転者に違反事実を説明し、確認した上で、運行事業者に対する「指導警告書」を発行しています。

指導警告については、これまでの「指導警告書」送付に代えて、**今後は全国の国道事務所における対面での指導警告を実施する予定です。**

それと合わせて、**悪質な違反や一定回数以上の違反を重ねた運行事業者に対して、事業者名の公表も実施する予定です。**

また、過積載で悪質な違反を重ねたり、社会的影響の大きい重大事故を起こしたりした場合には、これまでと同様に、関係機関との連携の上で、厳正な処分が行われることがあります。

特殊車両通行許可申請のお願い

～通行許可制度と手続きについて～

1. 特殊車両と通行許可制度について

特殊車両とは、下記に掲げる「車両制限令による限度値」を超える車両のことです。大型のトレーラーや自走式の建設機械などが主に該当します。特殊車両については、あらかじめ車両構造や積載貨物、走行経路を審査し、条件を付けて道路管理者が認める場合に限り、特別に通行を許可しています。

■ 車両制限令による限度値

- 幅 $W = 2.5\text{m}$
- 長さ $L = 12\text{m}$
- 高さ $H = 3.8\text{m}$ (指定道路では $H = 4.1\text{m}$) *
- 車両総重量 $G = 20\text{t}$ (指定道路では $G = 25\text{t}$) *
- 軸重 $A = 10\text{t}$
- 最小回転半径 $R_{\text{min}} = 12\text{m}$



*「指定道路」とは、物流の効率化を目的として、道路管理者が限度を特別に引き上げて指定している道路のことで、「重さ指定」「高さ指定」の2種類があります。国の管理する国道はほとんどが指定道路です。

2. 特殊車両の通行許可手続きは？

申請者

車両の諸元、積載物の内容、通行経路、通行の日時等を記載した申請書類をインターネット上で作成していただきます。

「特車システム」ウェブサイト

<https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/>

申請段階で、算定要領と既存のデータベース(道路情報便覧)を利用してある程度の審査が行われます。

オンラインで
申請

道路管理者(受付)

通行経路上のすべての橋梁で通行可能な重量か、あるいは交差点や曲線で問題なく曲がれる寸法かといった点を審査して、通行の可否や通行を許可する条件を決定します。

自ら管理している道路以外の道路については各道路管理者に問合せます(個別協議)。

■ 許可又は不許可の回答

必要な条件を付して許可
理由を付して不許可

■ 許可条件

最大重量、最大寸法のほか、徐行、連行禁止、前後誘導車の配置など

■ 許可の有効期間

1～2年(重量、寸法によります)

■ 事務処理期間について

算定項目や審査項目が多数あるいは複雑である場合、または個別協議を行う道路管理者が多数になる場合には、事務処理に時間がかかります。詳細はお問合せください。

■ 問合せ先

奈良国道事務所 管理第一課
 占用係 特殊車両担当
 電話 0742-33-1391(代表)

不正軽油撲滅宣言

我々は、公正でクリーンな社会を目指し、不正軽油の撲滅に向けた取り組みを実施していくことを誓います！



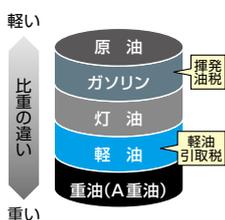
不正軽油は重大な犯罪です。

不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染の原因にもなります。また、公正な市場競争を阻害する犯罪です。平成 23 年改正法により罰則が大幅に強化されました。

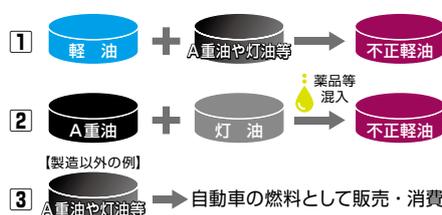
不正軽油とは？

- 主に灯油や A 重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- 不正軽油の流通は、公正な市場競争を阻害します。

燃料油の種類



不正軽油（製造）の主なパターン



不正軽油に関わる人はすべて罰せられます！

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

なお、平成 23 年 6 月 30 日に公布された改正法*により平成 23 年 8 月 31 日から罰則が大幅に強化されました。

*「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 83 号)

不正軽油を製造すると…

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10 年**以下の懲役、**1,000 万円**以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には **3 億円**以下の罰金が科されます。

(地方税法第 144 条の 33)

不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると…

不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると、**3 年**以下の懲役、**300 万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には **1 億円**以下の罰金が科されます。

(地方税法第 144 条の 33)

軽油引取税を脱税すると…

軽油引取税を脱税すると、**10 年**以下の懲役、**1,000 万円**以下の罰金が科されます。なお、脱税額が 1,000 万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。(地方税法第 144 条の 41)

不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると…

不正軽油の製造に使われることを知って原材料（重油等）・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7 年**以下の懲役、**700 万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には **2 億円**以下の罰金が科されます。

(地方税法第 144 条の 33)

検査を拒否すると…

帳簿書類等の調査や採油、質問等を拒否すると、**1 年**以下の懲役、**50 万円**以下の罰金が科されます。

(地方税法第 144 条の 12)

不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります！ (地方税法第 144 条の 4)

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください！

軽油引取税全国協議会

適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間：平成24年4月～平成24年12月

(巡回計画数：154 事業所 巡回実施数：121 事業所) (社)奈良県トラック協会

| 区分 | 重点 | 指導事項 (☆印は霊柩事業者は除外する) | 指導件数 | (否)件数 | 指導件数ワースト10 |
|----------------|----|--|------|-------|------------|
| I. 事業計画等 | ○ | (1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。 | 120 | 5 | |
| | | (2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 | 120 | 6 | |
| | ○ | (3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。 | 120 | 5 | |
| | | (4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。 | 120 | 3 | |
| | | (5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。 | 120 | 3 | |
| | | (6) 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) | 86 | 0 | |
| | ○ | (7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。 | 120 | 1 | |
| | ○ | (8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。 | 120 | 1 | |
| II. 帳票類の整備、報告等 | | (1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。 | 64 | 6 | |
| | | (2) 自動車事故報告書を提出しているか。 | 6 | 1 | |
| | | (3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。 | 119 | 13 | |
| | | (4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。 | 120 | 8 | |
| | | (5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。) | 78 | 44 | ④ |
| III. 運行管理等 | | (1) 運行管理規程が定められているか。 | 120 | 8 | |
| | | (2) 運行管理者が選任され、届出されているか。 | 120 | 4 | |
| | | (3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。 | 109 | 29 | ⑧ |
| | | (4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。 | 120 | 4 | |
| | ◎ | (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。 | 117 | 28 | ⑩ |
| | ◎ | ☆(6) 過積載による運送を行っていないか。 | 120 | 0 | |
| | ◎ | (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。 | 119 | 52 | ② |
| | ○ | (8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。 | 120 | 44 | ④ |
| | ○ | ☆(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 | 83 | 6 | |
| | ○ | (10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。 | 21 | 12 | |
| | ◎ | (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。 | 118 | 54 | ① |
| | ○ | (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。 | 35 | 16 | |
| | ○ | (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。 | 61 | 31 | ⑦ |
| IV. 車両管理等 | | (1) 整備管理規程が定められており、これに基づき、適正に整備管理業務がなされているか。 | 120 | 5 | |
| | | ※(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。 | 120 | 1 | |
| | | (3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。 | 95 | 29 | ⑧ |
| | | (4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。 | 120 | 11 | |
| | ◎ | (5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。 | 120 | 46 | ③ |
| V. 労基法等 | ○ | (1) 就業規則が制定され、届出されているか。 | 95 | 6 | |
| | | (2) 36協定が締結され、届出されているか。 | 117 | 25 | |
| | | (3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く) | 118 | 8 | |
| | ○ | (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。 | 117 | 44 | ④ |
| VI. 法定福利費 | ○ | (1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。 | 117 | 23 | |
| | ○ | (2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。 | 116 | 26 | |

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型霊柩車がある霊柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である(道路運送車両法第50条)。

県内運送事業者の資格認定・認定取得状況

平成 25 年 1 月末日現在

安全性優良事業所 (注)全日本トラック協会が認定する
 “安全性”の高い事業所) **認定事業所 141 事業所**
グリーン経営 (交通エコロジー・モビリティ財団が認証する
 “環境保全”に配慮した企業経営) **認証取得事業者 38 事業所**
ISO9001 (国際標準化機構 (ISO) が制定した、“品質を保証”し
 “顧客満足”を目指すシステム) **認証取得事業者 35 事業者**
ISO14001 (国際標準化機構 (ISO) が制定した、企業活動が
 “環境に与える影響”を最小限に改善していくシステム) **認証取得事業者 7 事業者**

「安全性優良事業所」認定取得事業所

| | | |
|-----------------------------|----------------------|-------------------------|
| 奈良市 | 近畿福山通運株式会社 奈良営業所 | |
| | 愛和運輸倉庫株式会社 本社営業所 | |
| | 株式会社吉田運輸 本社営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 佐保台西センター | |
| | 辻本運輸株式会社 本社営業所 | |
| | モミキ運送株式会社 本社営業所 | |
| | 日本通運株式会社 奈良警送支店 | |
| | 奈良郵便輸送株式会社 奈良営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 奈良西ノ京支店 | |
| | ヤマト運輸株式会社 奈良平城支店 | |
| | 有限会社奈良サービス 本社営業所 | |
| | 武澤運送株式会社 本社営業所 | |
| | 阪神不動産株式会社 奈良営業所 | |
| | 奈良三笠運輸株式会社 名阪営業所 | |
| | 立石運送株式会社 本社営業所 | |
| | 日本郵便株式会社 奈良中央郵便局 | |
| | ミュージックサービス株式会社 本社営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 帝塚山センター | |
| | 株式会社都都運送 本店営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 はりセンター | |
| | 丸長運送株式会社 奈良営業所 | |
| | 日進高田運送株式会社 本社営業所 | |
| | 尾上運送株式会社 本社営業所 | |
| | 森高建設株式会社 本社営業所 | |
| | 富士運輸株式会社 本社営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 奈良北之庄支店 | |
| | 株式会社荒木運輸 本社営業所 | |
| | 生駒市 | ヤマト運輸株式会社 生駒支店 |
| | | ヤマト運輸株式会社 学研支店 |
| | | 大虎運輸株式会社 奈良営業所 |
| | | 浅田運輸有限公司 奈良営業所 |
| | 宇陀市 | ヤマト運輸株式会社 はいばらセンター |
| | | 香芝市 |
| かつらぎ運輸株式会社 本社営業所 | | |
| 有限会社奈良名勝運輸 本社営業所 | | |
| 優共運輸株式会社 本社営業所 | | |
| 五條市 | ヤマト運輸株式会社 奈良五條支店 | |
| | 日本郵便株式会社 五條郵便局 | |
| | 葛城市 | |
| ヤマト運輸株式会社 香芝支店 | | |
| 西川運輸倉庫株式会社 本社営業所 | | |
| 株式会社コダマサービス 大阪営業所 | | |
| 近畿福山通運株式会社 新庄営業所 | | |
| 岡本運送株式会社 本社営業所 | | |
| ヤマト運輸株式会社 大和高田支店 | | |
| 御所市 | 株式会社マルヨシ運輸倉庫 本社営業所 | |
| | 佐川急便株式会社 御所店 | |
| | 上村運輸株式会社 本社営業所 | |
| | 株式会社森本每乳舎 本社営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 御所センター | |
| | 池田運送店 本店営業所 | |
| | 桜井市 | |
| 森本運輸株式会社 本社営業所 | | |
| 新商運株式会社 本社営業所 | | |
| 株式会社関西丸和ロジスティクス 桜井センター | | |
| ヤマト運輸株式会社 桜井支店 | | |
| やまのべ急送株式会社 本社営業所 | | |
| 奈良県合同陸運株式会社 本社営業所 | | |
| 天理市 | 株式会社いわれ 本社営業所 | |
| | 株式会社エスライン奈良 本社営業所 | |
| | アトム運輸株式会社 奈良営業所 | |
| | 有限会社テンソー 本社営業所 | |
| | 株式会社山口商事 本社営業所 | |
| | 丸嶋運送株式会社 本社営業所 | |
| | 株式会社平和商運 本社営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 天理支店 | |
| | 株式会社辻本運送 物流センター営業所 | |
| | 佐川急便株式会社 天理店 | |
| 日本通運株式会社 奈良自動車営業課 | | |
| ジェイ・ネット株式会社 本社営業所 | | |
| 福住運輸倉庫株式会社 本社営業所 | | |
| 福住運輸倉庫株式会社 福住営業所 | | |
| トールエクスプレスジャパン株式会社 奈良支店 | | |
| 奈良流通株式会社 本社営業所 | | |
| 大和郡山市 | 近物レックス株式会社 奈良支店 | |
| | 奈良センコー物流株式会社 奈良営業所 | |
| | 名阪運輸株式会社 本社営業所 | |
| | 株式会社ホウワ 本社営業所 | |
| | やまと運輸株式会社 大和郡山営業所 | |
| | 佐川急便株式会社 奈良店 | |
| | 生駒電子物流有限公司 本社営業所 | |
| | 藤川運輸興業株式会社 本店営業所 | |
| | 川端運輸株式会社 本社営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 いまごセンター | |
| | 大和郡山市 | ヤマトマルチチャーター株式会社 大和郡山営業所 |
| | | トナミ運輸株式会社 奈良営業所 |
| | | 吉川運輸株式会社 本社営業所 |
| | | 日本郵便株式会社 大和郡山郵便局 |
| 株式会社讀宣運輸 奈良営業所 | | |
| ハウス物流サービス株式会社 関西配車センター奈良事務所 | | |
| 株式会社ユーパワーロジ 奈良営業所 | | |
| マンナ運輸株式会社 奈良支店 | | |
| 新運輸株式会社 奈良営業所 | | |
| 株式会社サカイ引越センター 奈良支店 | | |
| 株式会社合通 奈良支店 | | |
| 愛知ミタカ運輸株式会社 奈良営業所 | | |
| 西濃運輸株式会社 奈良支店 | | |
| 新日本輸送株式会社 本社営業所 | | |
| ヤマト運輸株式会社 大和郡山支店 | | |
| 大和高田市 | 芝野運輸倉庫株式会社 本社営業所 | |
| | 日本郵便株式会社 大和高田郵便局 | |
| | 有限会社丸源運輸 本社営業所 | |
| | 近畿運輸株式会社 本社営業所 | |
| | 橿原市 | 株式会社川本カーゴ 本社営業所 |
| | | 三和運輸株式会社 本社営業所 |
| | | 八木日進運送株式会社 本社営業所 |
| | | 日本通運株式会社 橿原営業支店 |
| | | 大豊陸業株式会社 本社営業所 |
| | | 森田運送株式会社 本社営業所 |
| | | 有限会社志希商事 本社営業所 |
| | | ヤマト運輸株式会社 橿原支店 |
| | | 新口運送店 本店営業所 |
| | | 丸ノ運輸株式会社 本社営業所 |
| ヤマト運輸株式会社 橿原今井センター | | |
| 株式会社メンテナンス・コシバ 本社営業所 | | |
| 日通奈良運輸株式会社 橿原営業所 | | |
| 生駒郡 | | やまと運輸株式会社 法隆寺営業所 |
| | ヤマト運輸株式会社 法隆寺支店 | |
| | 秋田運輸株式会社 奈良営業所 | |
| | 水間急配株式会社 奈良営業所 | |
| 磯城郡 | 株式会社斑鳩ロジコム 本社営業所 | |
| | 株式会社角井運送 本社営業所 | |
| | ヤマト運輸株式会社 へぐりセンター | |
| | 株式会社ハンナ 本社営業所 | |
| 株式会社西和物流 本社営業所 | | |
| 今西物流株式会社 田原本営業所 | | |
| 日本梱包運輸株式会社 本社営業所 | | |
| ニシキ運輸株式会社 本社営業所 | | |
| 明日香運送株式会社 田原本営業所 | | |
| 日進運送株式会社 本社営業所 | | |
| タニハナ物流株式会社 本社営業所 | | |
| 佐川急便株式会社 大和高田店 | | |
| 北葛城郡 | 藤俊運輸株式会社 本社営業所 | |
| | 乾重運株式会社 本社営業所 | |
| | 株式会社愛和 本社営業所 | |
| | 誠運輸株式会社 本社営業所 | |
| 株式会社 KSLINE 本社営業所 | | |
| 辻本運輸株式会社 本社営業所 | | |
| ヤマト運輸株式会社 北葛城支店 | | |
| 高市郡 | 奈良郵便輸送株式会社 中和営業所 | |
| | 吉野郡 | |
| | 株式会社大紀 大淀営業所 | |
| ヤマト運輸株式会社 十津川センター | | |
| ヤマト運輸株式会社 奈良吉野支店 | | |
| イヌイ急便株式会社 本社営業所 | | |

「グリーン経営」認証取得事業所

| | | |
|------------------|----------------------|----------------|
| 奈良市 | ミュージックサービス株式会社 本社営業所 | |
| | 株式会社マサミチ 本社営業所 | |
| | 株式会社都通 本社営業所 | |
| | 丸長運送株式会社 奈良営業所 | |
| | 塚本運送株式会社 本社営業所 | |
| | 奈良三笠運輸株式会社 名阪営業所 | |
| | 奈良郵便輸送株式会社 奈良営業所 | |
| | 日本通運株式会社 奈良警送支店 | |
| | 有限会社ヤマサン 本社営業所 | |
| | 有限会社奈良サービス 本社営業所 | |
| | 生駒市 | 浅田運輸有限公司 奈良営業所 |
| | | 宇陀市 |
| | | 正龜運送株式会社 本社営業所 |
| | 香芝市 | |
| 有限会社奈良名勝運輸 本社営業所 | | |
| 橿原市 | 株式会社川本カーゴ | |
| | 有限会社志希商事 本社 | |
| | 森田運送株式会社 | |
| 御所市 | 株式会社森本每乳舎 | |
| | 桜井市 | |
| 新商運株式会社 本社事務所 | | |
| 天理市 | | |
| ジェイ・ネット株式会社 | | |
| 株式会社いわれ 本社営業所 | | |

| | |
|------------------|-------------------|
| 天理市 | 株式会社エスライン奈良 |
| | 株式会社山口商事 本社営業所 |
| | 株式会社辻本運送 |
| 大和郡山市 | 株式会社日曜ハイウエー 奈良営業所 |
| | 関西低温株式会社 本社 |
| | 関西低温流通株式会社 本社 |
| | 原口運輸商事株式会社 |
| | 新運輸株式会社 奈良営業所 |
| 生駒郡 | 川端運輸株式会社 |
| | 名阪運輸株式会社 本社営業所 |
| | 和物流株式会社 本社営業所 |
| 磯城郡 | 株式会社ハンナ |
| | 株式会社ヨシムラ |
| 北葛城郡 | 今西物流株式会社 田原本営業所 |
| | 株式会社 K S L I N E |
| 高市郡 | 株式会社愛和 本社営業所 |
| | 乾重運株式会社 本社営業所 |
| 奈良郵便輸送株式会社 中和営業所 | |

「ISO9001」認証取得事業者

| | |
|---------------|------------------|
| 奈良市 | 辻本運輸株式会社 |
| | 奈良三笠運輸株式会社 |
| | 阪神不動産株式会社 |
| | 富士運輸株式会社 |
| | 丸太運輸株式会社 |
| 丸長運送株式会社 | |
| 生駒市 | 有限会社ウィクトリーエクスプレス |
| | 橿原市 |
| 株式会社川本カーゴ | |
| 五條市 | 株式会社モリタトランスポート |
| | 御所市 |
| 池田運送店 | |
| 佐川急便株式会社 御所店 | |
| 株式会社マルヨシ運輸倉庫 | |
| 株式会社森本每乳舎 | |
| 桜井市 | 有限会社テューケー |
| | 天理市 |
| 株式会社いわれ | |
| 佐川急便株式会社 天理店 | |
| 株式会社辻本運送 | |
| 丸嶋運送株式会社 | |
| 大和郡山市 | 佐川急便株式会社 奈良店 |
| | 新日本輸送株式会社 |
| | 大和陸運株式会社 |
| | ハウス物流サービス株式会社 |
| 原口運輸商事株式会社 | |
| 吉川運輸株式会社 | |
| 株式会社サカイ引越センター | |
| 奈良センコー物流株式会社 | |
| 奈良低温株式会社 | |
| 磯城郡 | 明日香運送株式会社 |
| | 佐川急便株式会社 大和高田店 |
| ニシキ運輸株式会社 | |
| 株式会社ハンナ | |
| 北葛城郡 | 株式会社愛和 |
| | 株式会社 K S L I N E |
| | 藤俊運輸株式会社 |
| 誠運輸株式会社 | |

「ISO14001」認証取得事業者

| | |
|-------|---------------|
| 奈良市 | 大和物流株式会社 |
| | 辻本運輸株式会社 |
| 天理市 | 日進高田運送株式会社 |
| | 奈良流通株式会社 |
| 大和郡山市 | ハウス物流サービス株式会社 |
| | 吉川運輸株式会社 |
| | 株式会社サカイ引越センター |

（社）奈良県トラック協会は、社会のニーズと信頼に応えてまいります